

スポーツ健康科学研究科

1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

【現状の説明】

（理念・目的等）

本研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は、博士課程前期では、競技スポーツ・学校体育・地域スポーツ等の指導現場において高度な知識と技術をもとに、体育・スポーツ・健康・レクリエーションに関する科学的指導を実践・応用できる専門家の養成を行うことである。また、博士後期課程では、健康増進や疾病・傷害の予防・治療・再発防止を目的とした運動の開発・実践に関する研究や、幼少期から高齢期に至るライフステージに応じたスポーツパフォーマンスの向上を目的とした研究などの専門的な領域について自立して研究活動を行える研究者の養成を行うことである。

（理念・目的等の周知方法）

理念、目的を周知するために、福岡大学大学院ガイド、大学院要覧等の出版物、ホームページにおいて掲載している。

（理念・目的等の達成状況）

以上のような理念・目的で教育がなされ、博士課程前期は発足以来、大学や学校、公営体育施設、民間の健康産業、各種リゾート施設、一般企業内の健康管理部門・競技スポーツ部門、健康機関、各種医療機関などの体育・スポーツ・健康・医療・福祉などで活躍できる人材を数多く輩出してきた。

【点検・評価】

上記のように体育・スポーツ・健康・医療・福祉などで活躍できる人材を数多く輩出してきたことは、本研究科の理念および目的が適切であることを示唆している。

しかし、平成 16(2004)年に開設された博士課程後期は平成 19 年 3 月に第一期生が修了したが、全員が学位取得に至らず、単位取得済み退学をした。なお、その内 1 名は 6 月に博士号を取得したが、十分な成果とはいえない。

【改革・改善策】

今後、さらに多くの学位取得者を出すように努める。

2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

【到達目標】

より多様化するスポーツ健康科学分野の幅広い知見を得、研鑽を深めるために講義（オムニバス形式を含む）と実験・実習を対とした教育方法をさらに展開する。また、キャリアパスを推奨し、早い段階から進路選択に関する意識付けや、社会に有為な研究者・専門家の育成に有効と考えている、国内外の研究教育機関や企業との恒常的な連携体制の確立を目指す。研究指導法については、学生に効率的かつより高い教育効果をもたらすために、学位論文の作成に対する指導計画をすべての指導教員が策定するような体制を確立する。

Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

(1) 教育課程等

①大学院研究科の教育課程

【現状の説明】

(教育課程と理念・目的等の関連、修士課程への目的の適合性)

高度の専門性教育ならびに研究活動に必要な知識や技術の修得を教育していくことを理念に、次のようなカリキュラム上の考慮をしている。まず、博士課程前期に関しては、高度の専門性教育に必要な各部門の「特講Ⅰ」「特講Ⅱ」「特別研究」と、スポーツ・健康科学の基礎知識に裏打ちされた人材育成をめざした、全指導教員が持ち回りで担当する「体育学研究概論(共通選択必修科目)」を設けている。加えて、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するため、自由に選択できる「特修科目」を多分野にわたり準備し、学内に人材がいない場合には国内の優れた研究者を招聘し、多くは集中講義の形で行っている。同様に、博士課程後期に関しても全指導教員が持ち回りで担当する「スポーツ健康科学研究法(必修科目)」を設け、他専修の教員からの幅広い指導を院生が受けられるようにしている。

(学士課程の教育内容との関係、修士課程と博士課程の教育内容の関係)

大学院の基礎となる学部には現在、健康運動科学科とスポーツ科学科が設置され、博士課程前期のスポーツ医学部門と運動健康学部門は健康運動科学科との関連が高く、体力学部門、コーチ学部門、体育学部門、体育教育学部門はスポーツ科学科とのカリキュラムに対応させている。また、博士課程後期の健康運動科学部門は博士課程前期のスポーツ医学部門と運動健康学部門からの、そしてスポーツトレーニング科学部門は、体力学、コーチ学、体育学、体育科教育学からの研究の発展を念頭においている。

(博士課程における教育システム・プロセス、博士課程の目的への適合性)

博士課程前期は1年次での幅広い領域の特修科目の知識をもとに2年次4月に、博士課程後期は各年度当初に研究テーマを提示させ、早い時期から研究に取り組むような指導を行っている。また、博士課程前期は8月に中間報告会を開催し、副査を中心とした指導の場を設定している。また、博士課程後期は標準年次3年の6月に研究計画書を提出させ、学位論文作成の中間的指導を行っている。

「少子・高齢社会に寄与する研究者養成」を目的として、特に生活習慣病や認知症の予防や治療、抗加齢について高齢者とりわけ虚弱高齢者の生活のクオリティを高める運動処方とスポーツ医学(東洋医学を含む)の知識の習得と研究能力の開発に加え、実際に科学的根拠に基づき、病院や社会福祉事務所や市町村での事業を展開する能力を養成する大学院教育を促進している。具体的には、平成17(2005)年度後期より2年間、本学内予算より大学院活性費として500万円/年度を計上し、学外講師の招聘、実習および学会発表等の大学院生自身が研鑽を深めるために計画する学外研修に対する旅費等の補助を行った。また、博士課程後期の学生1名を研究テーマに関する共同研究実施のために米国の大学に1年間派遣している。

【点検・評価】

教育プロジェクト推進のための本学内予算の計上は平成19(2007)年度をもって終了している。

【改革・改善策】

独創的な教育プロジェクトを効率良くかつ恒常的に推進するために、研究拠点の形成も視野に入れ、円滑な資金の調達が必要であり、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業等の学外助成

金への申請を検討している。

②授業形態と単位の関係

【現状の説明】

博士課程前期については、大学院設置基準に準じた本学大学院学則第6条により、週2時間通年開講の「特講Ⅰ」「特講Ⅱ」は4単位、研究指導に関する科目である「特別研究」は学修の成果を考慮し、同じく4単位を割り当て、半期完結科目である「体育学研究概論」と「特修科目」は2単位が割り当てられている。また、博士課程後期についても、研究指導を前提とした「特別研究」は4単位、そして共通科目である「スポーツ健康科学研究法」は週2時間通年開講で4単位となっている。

【点検・評価】

授業形態に関しては適正に実施されており、問題はない。

単位計算方法に関しては学則に基づき適正に行われており、問題はない。

③単位互換、単位認定等

【現状の説明】

国内外の他大学との単位互換など、現在は行っていない。

【点検・評価】

優秀な外国人受験生を増やすためにも、国内外の他大学との単位互換は必要であると考えている。

【改革・改善策】

国内外の他大学との単位互換は現在行っていないが、将来にむけて検討する。

④社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人、外国人留学生などに対する教育課程編成や教育研究指導への特別な配慮は特に実施していない。

【点検・評価】

現職につき、職場からの時間的拘束を受ける社会人には指導時間を柔軟にする、長い期間英語などと接していなかった社会人には特別な外国語指導を行うなどの配慮が必要であると考えている。また、外国人留学生には日本語によるコミュニケーションを頻繁に取り入れるなどの教育課程編成や教育研究指導への特別な配慮は必要である。

【改革・改善策】

社会人、外国人留学生などに対する教育課程編成や教育研究指導への特別な配慮は、現在は行っていないが、将来にむけて検討する。

⑤研究指導等

【現状の説明】

（教育・研究指導の適切性）

博士課程前期は2年次当初から、博士課程後期は各年度当初に研究テーマを提示させ、早い時期から研究に取り組むような指導を行っている。そして、博士課程前期は2年次8月に中間報告を行わせ、博士課程後期は標準年次3年の6月に研究計画書を提出させている。これらを通して、計画的に論文を作成させるように努めている。

（学生に対する履修指導の適切性）

学生に対する履修指導については、年度当初に、担当指導教員からのオリエンテーションがあり、

Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

研究テーマに応じた科目履修の指導がある。また、全体的にも、学務委員からの第1週の「体育学研究概論（博士課程前期）」「スポーツ健康科学研究法（博士課程後期）」の時間を利用して、ガイダンスも実施している。

（個別的な研究指導の充実度）

論文指導は、主査を中心に特別研究が博士課程前期では3コマ、課程後期では1コマが用意され、個別指導を中心とした指導が行われている。指導は授業時を中心に行われるが、それ以外にも、随時行われている。しかし、研究科として学位論文の作成に対する指導計画をすべての指導教員に策定することを定めてはいない。

（学問的刺激を誘発させるための措置の適切性）

「スポーツ健康科学研究法」「体育学研究概論」は博士課程前後期の全部門の指導教員が全員で担当するオムニバス形式の授業で、幅広い領域の研究に触れることができるようになっており、他部門からの学問的刺激を受けやすい状況をつくっている。

（研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処策）

入学試験時の希望専修は、入学後も変更前後の指導教員の承諾があれば、学生の希望により変更が可能になっている。

博士課程前期、後期ともに研究指導教員および研究指導補助教員から履修指導を受け、指導教員が学生とかなり多くの時間をかけ、個性を重んじその特性を生かす課題を探すようにしている。授業はほとんどが7～8名以下の少人数教育であり、共通必修科目である「スポーツ健康科学研究法」では研究科全論文指導教員から幅広い領域からの講義（オムニバス形式）を受けることで、スポーツ科学に関して幅広い知見を得る機会を整備している。基本的に講義は実験または実習と対を成すように構成される。病院連携、地域社会連携はフィールド型授業である。他機関における国内研鑽プログラム等を通して、在学中より積極的なキャリアパスを推奨している。ここでは学生自身が自己の進路に関して視野を広げ熟考できる機会となる。実際に学外との共同研究がきっかけとなり就職が決定した例や、他大学院への進学や海外大学での研究留学を実施した例もある。企業からの受託研究の推進でも研究立案の段階からかならず学生の参加を義務付けている。また、健康・福祉関連企業でのインターンシップも準備している。

【点検・評価】

学位論文の作成に対する指導計画をすべての指導教員が策定することが必要と考えている。

【改革・改善策】

学位論文の作成に対する指導計画をすべての指導教員が策定するようにする。

（2）教育方法等

①教育効果の測定

【現状の説明】

（教育効果の測定方法の適切性、修了者の進路状況、大学教員・研究員・高度専門職への就任・就職状況）

教育効果を測定する方法については、指導教授に任せており、研究科全体としての統一的なものはない。

これまで、博士課程前期修了時に各年度で約半数の修了生が大学教員や高度専門職へ就職してい

る。博士課程前期修了者の進路は、大学教員 21%、中高校教員（非常勤講師・常勤講師を含む）21%と最も多く、次いで、健康・スポーツ関係 19%、医療・福祉関係 9%（その内、過去 5 年間で 12 名が健康づくりセンターならびに病院での運動指導士などの高度専門職である）、研究機関や博士課程後期への進学者 9%となっている。他に、一般企業や公務員が 11%、その他 10%となっている。ただし、博士課程後期修了者の進路状況はまだ開設後 3 年と時間が短く、修了生を輩出することができず、その成果については未だ検討する段階にはない。

【点検・評価】

大学教員、研究機関の研究者などへの就任状況は 21%と高いが、任期制をとる本学部助手としての採用が大半で、任期満了後の再就任が必ずしも同様の職種であるとはいえない。また、教育・研究指導の効果を測定するための方法の改善を促進するための組織的な取り組みなどは行われていない。

【改革・改善策】

教育・研究指導の効果を測定するための方法の改善を促進するための組織的な取り組みについて今後検討する。

②成績評価法

【現状の説明】

講義科目に関しては出席回数、授業中の態度、レポートの内容など総合的に判断して成績を評価しているが、その配点は担当者に一任されている。また、研究指導科目に関しては、上記項目に加えて、学会発表など外部での研究成果の公表も考慮して成績が評価される。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の改善を促進するための組織的な取り組みなどは行われていない。

【点検・評価】

大学院は学位論文作成が究極の目標であるので、研究指導科目での学会発表を考慮に入れた評価は、外部評価を受けたことになるので適切であると考えられる。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の改善を促進するための組織的な取り組みが行われていない点は問題である。

【改革・改善策】

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の改善を促進するための組織的な取り組みについての検討を行う。

③教育・研究指導の改善

【現状の説明】

（シラバスの適切性、教育・研究指導方法の改善の組織的取組み、学生による授業評価）

博士課程前期および後期のすべての講義科目にはシラバスが用意されており、授業および研究指導の方法・内容が明記され、評価基準についても明示されている。学生の履修はそれをもとに行われる。また、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みなどは行われていない。また、学生による授業評価についても学部とは異なり、授業受講者数が少なく、授業評価の秘密性が保たれないので、現在は行われていないが、平成 19 年度に全学の「大学院 F D 推進会議」により大学院全般に関するアンケート調査が行われた。

Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

【点検・評価】

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みや学生による授業評価は必要であると考えている。

【改革・改善策】

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みについて将来にむけ検討する。また、学生による授業評価についてもより秘密性を保持しながら実施する。

(3) 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

(国際化、国際交流推進に関する基本方針)

スポーツ科学研究分野に関する有機的な国際交流を推進する方針である。まず、国際的な研究プロジェクトを恒常的に推進でき得る拠点を制度化する。例えば、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業等への申請を検討する。このような拠点設立は、具体的に教育・研究を活性化するだけでなく、実質的に人的交流の足がかりともなり得る。

(教育研究交流を緊密化させ措置、国内外の大学院間の組織的な交流)

以上のような基本方針のもとで、協定校である韓国・梨花女子大学校はじめ外国人大学院生を積極的に受け入れ、本研究科大学院生と共同研究の機会を多く設けている。今までにスイス連邦・ローザンヌ大学から1名、梨花女子大学校から5名、米国・ウエークフォレスト大学から3名を受け入れている。また、外国人研究者の特別講演や国際シンポジウムの開催を推進している。過去に国際シンポジウムを2回、外国人研究者の特別講演・研究会を7回行っている。また、心臓リハビリテーションではウエークフォレスト大学、高齢者研究では、梨花女子大学校に短・中期留学し、共同研究を行った実績がある。国内においても肥満・糖尿病・高血圧・認知症ならびに小児喘息・脳卒中リハビリテーションについて、大学病院や専門病院と共同研究を実施し、その際には、学生が主体となり積極参加し研鑽を踏む機会を多く設けている。また、健康・福祉関連企業でのインターンシップも準備しており、適切な人的交流の環境が整備されているといえる。また、本研究科は博士課程後期が平成16(2004)年にスタートしたばかりであるが、それ以前は、他大学の博士課程後期に進学し、共同研究を主として本研究科で行ってきている。こうした学生が遺伝子研究でラバール大学、身体活動研究でローザンヌ大学、ウエークフォレスト大学、デンマーク大学に出向き研究を行い、学位を取得あるいは博士論文を作成中である。さらに博士課程後期学生が1年間ウエークフォレスト大学で共同研究を行っている。

(外国人研究者の受け入れ体制、教育研究及びその成果の外部発信の状況)

受け入れの体制は、整備されており、大学内規定に記載されている。例えば、近年では、高齢要介護施設における運動介入法の共同研究のために韓国より1名の研究者を外国人研究員として受け入れた(2006年2月27日~4月30日)。

教員の研究業績を研究科独自のホームページに掲載し、学外に発信している。

【点検・評価】

国際レベルでの教育研究交流の推進は、研究テーマと学生に対する研究・教育の必要性に応じて研究グループ(室)単位の判断でされており、国際交流を可能とする拠点形成のための基盤整備はすすんでいる。また、学外と教育研究交流は、各テーマの専門性上、研究グループ(室)単位です

すめられているものが多く、研究科レベルでの組織的なものではない。

外国人研究者の受け入れは適切に行われている。

教員の研究業績などをホームページなどに掲載しているが、必ずしも充実した内容にはなっていない。

【改革・改善策】

本研究科の設立理念に沿ったより総合的な研究テーマを主体とした研究拠点を形成し、国内外研究機関とのより有機的かつ組織的な教育研究交流を恒常化させ得るようなシステムの確立を検討する。

教員の研究業績などを掲載したホームページをさらに充実させる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

【現状の説明】

(学位の授与状況と方針・基準の適切性、学位審査の透明性・客観性を高める措置)

学位の授与基準は、修士の学位に関しては、修士論文以外にも学外学会での口頭発表あるいは学術論文の作成が条件となっている。また、博士課程後期では全国誌2本（うち1本は英文が望ましい）が博士論文提出の要件になっており、その詳細は福岡大学大学院スポーツ健康科学研究科学位申請取扱細則として制定し、学生に対しても年度当初のガイダンスを通して明示している。そして、審査に関しては、修士の学位は主査および副査の2名の審査により行われる。また、博士論文の審査は博士課程後期論文指導教員全員の投票により行われ、審査の客観性を高めている。

平成16年度にスタートした本研究科の博士課程後期の第一期生の学位審査においては、国際レベルでの審査を行うために、米国大学より1名の研究者を副査として採用した（平成19年6月に審査会）。なお、学位授与の状況については「大学基礎データ」表7を参照されたい。

【点検・評価】

学位の授与に関しては規定に従って厳正な審査が行われており、特に問題はない。

②課程修了の認定

【現状の説明】

本学では、特別に優秀な学生に対しては標準年限未満での修了を認めている。

【点検・評価】

標準修業年限未満で修了することを認めているが、実際にそのような事例は現在までないため、評価できない。

3. 学生の受け入れ

【到達目標】

入学基準、単位認定基準を見直し、外国人留学生や他大学・大学院生を積極的に受け入れるような体制を確立する。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

学生の募集にあたっては研究科単位の募集要項を学内外に配布している。

入学者の選抜に関しては、研究に必要な基礎学力と研究意欲を備えた人材を選抜する方針であり、

Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

博士課程前後期ともに、一般入試、社会人入試、外国人留学生入学試験による入学者選抜が秋季・春季の2回にわたり行われている。一般入試では英語と専門科目を主とした学力検査に加えて面接が行われている。

【点検・評価】

学生募集および入学者の選抜に関しては適切に行われており、特に問題はない。

(2) 学内推薦制度

【現状の説明】

平成19年度より本学卒業生を対象に競技成績が優れ、基礎学力が一定の基準を満たす者を対象に推薦入学を実施し、優秀な卒業生の早期獲得に努力している。同時に、平成19年度より、学外者の競技成績優秀者を対象とした「アスリート推薦入試」も実施している。

【点検・評価】

学内推薦制度における出願資格は優秀な学生を確保するために適正であると判断しており、特に問題はない。

(3) 門戸開放

【現状の説明】

他大学・他学部出身者の受験は全く制限していない。したがって、他大学・他学部出身者も多く、過去5年間では30名が受験し、そのうち20名が合格している。

他大学・大学院生に対する単位認定を積極的に認定しようとする制度は現在のところない。

【点検・評価】

他大学・大学院生に対して積極的に単位の認定を行う必要があると考えている。

【改革・改善策】

国内の他大学・大学院生に対しても積極的に単位の認定を行う。

(4) 飛び入学

【現状の説明】

本学学部生に限られているが、優秀な学生には条件を満たせば3年次終了後に飛び級受験の機会が与えられ、一般入試と同様な選抜基準が適応されている。資格の有無に関しては、半年前に成績上位者を学部教授会で公表し、有資格者の可能性がある学生に準備する期間を設けるようにしている。有資格者は教授会にて公表され、ゼミの指導教員を通して適切に本人に連絡が行われる。

【点検・評価】

飛び級に関しては出願資格および有資格者への連絡ともに適切であり、特に問題はない。

(5) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

社会人入試においては志望科目に関する小論文が課され、面接も行われる。この社会人入試では、社会人経験が通年で3年以上であれば受験を認めている。社会人の在籍者数は前期課程6人、後期課程3人である（「大学基礎データ」表18）。

【点検・評価】

特に、スポーツ医学部門・コーチ学部門・運動健康学部門を中心に社会人の受け入れを積極的に行っている。

(6) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

(外国人留学生の受け入れ状況)

外国人留学生には原則、外国語試験と面接が行われるが、外国語を「日本語による試験」で代用することも可能で、外国人留学生の語学力を柔軟に評価している。これらの入試では、学力試験で合格基準を満たすことが選抜基準の必要条件となり、面接評価が十分条件となっている。最近5年間では、1名の外国人留学生（韓国）を受け入れている。

【点検・評価】

外国人留学生の受け入れに関しては積極的に取り組んでいるが、実績としては過去5年間の受け入れは極めて少ない。また、留学生の本国地での大学教育・大学院教育を積極的に認定しようとする制度は現在のところない。

【改革・改善策】

外国人留学生の受け入れに関しては、日本と本国で学校制度が異なる場合は必ずしも「大学卒業」にこだわらず就学年数などから入学資格を積極的に認定し、また、すでに本国で取得した互換可能な単位に関しては積極的に本学でも認定するなど、さらに積極的に取り組む。

(7) 定員管理

【現状の説明】

博士課程前期の入学定員は12名であるが、在籍者は常にそれを上回っている。また、博士課程後期の入学定員は4名であり、概ね充足している（「大学基礎データ」表18）。

【点検・評価】

定員確保については十分な数を確保しているといえる。

4. 教員組織

【到達目標】

秀でた能力を有する若手研究者を恒常的に雇用できるような人的補助体制をさらに整備することや、大学院担当能力をも考慮した人事を検討すること等、教育研究をより活性化でき得る組織体を確立する。

(1) 教員組織

【現状の説明】

(教員組織の適切性、教員の役割分担及び連携体制)

大学院担当教員全員で構成する通常委員会と、博士課程前期の特別研究担当教員で構成する博士課程前期小委員会および博士課程後期の論文指導教員で構成される博士課程後期小委員会が設置されている。通常委員会は教育研究に対する意思決定をなし、小委員会は教員の人事を行う。また、博士課程後期小委員会は論文審査およびその手続きについても協議する。研究分野としては、博士課程前期は6部門10専修から構成され、後期は2部門から構成されている。教員数は概ね部門間で

Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

均等に配置されているが、学生数には偏りがみられる。ただし、論文指導は指導教員が個人単位で行う場合がほとんどで、組織的な教育・指導は行われていない。教員組織は（「大学基礎データ」表 19-3）を参照されたい。

（教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況）

採用の人事はすべて公募制としている。また、研究指導補助を担当する助手は2年の任期制をとっている。また、平成19年度より助教2名を採用し、3年の任期制としている。

【点検・評価】

講師、准教授、教授職に関しては、任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための方策を研究科に導入することは制度上難しい。

【改革・改善策】

教員の採用に関しては学部中心に行われることから、今後は大学院担当能力をも考慮した人事が行えるよう検討する。また、組織的な教育の実施を検討し、そのために教員の適切な役割分担や連携を検討する。

（2）研究支援職員

【現状の説明】

（研究支援職員の充実度）

大学院担当教員以外にも、研究支援職員として、現在4名の教育技術職員がおり、教員の研究活動を支援している。同時に、毎年12～13名前後の者がティーチング・アシスタントとして指導教授の学部授業の補助および研究活動を支援している。この他、研究支援職員（ポストドクター）が研究プロジェクト毎に雇用されている。

（「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性）

研究支援職員（ポストドクター）と研究者は、研究テーマの遂行においては適切な連携・協力関係を保っている。

【点検・評価】

研究支援職員（ポストドクター）の雇用のほとんどは、研究グループ単位で科学研究費などで賄われており、必要な人材を確保し難いグループもある。

【改革・改善策】

教育研究をより活性化するためには、各々の研究分野で秀でた能力を有する研究支援職員を恒常的に雇用できるような人的補助体制をさらに整備する。

（3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

（基準・手続の内容と運用）

大学院担当の専任教員の資格審査に関しては研究科内に小委員会を設け、「大学院教育職員資格審査基準」に基づき審査を行い、全学の大学院教育職員資格審査委員会で審議・決定される。ただし、採用に関しては学部教授会がその審査を行っている。

【点検・評価】

採用人事を学部が行うため、大学院の意向が十分に反映しているとは言えない。

【改革・改善策】

教員の採用に関しては学部中心に行われることから、今後、大学院担当能力をも考慮した人事が行えるよう検討する。

(4) 教育・研究活動の評価

【現状の説明】

(教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況)

大学院担当教員の教育活動および研究活動の評価は、研究科長を長としたFD小委員会を研究科内に設け、毎年度当初に各教員から研究業績を提出させ検討している。また、その内容を通常委員会においても公表している。

【点検・評価】

教育・研究活動の評価に関しては適切に行われており、特に問題はない。

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

学外の教育研究機関への派遣もしくは受け入れの体制は、学内規定により整備されている。例えば、近年の本学からの派遣は、ドイツ・ハイデルベルグ大学スポーツ科学研究所へ客員研究員として1名(1年間)、英国・エクスター&プリマス大学補完医療研究所へ客員研究員として1名(1年間)の実績がある。一方、韓国より1名の研究者を外国人研究員として受け入れた実績(2006年2月27日～4月30日)がある。また、研究グループ単位でも学外研究者の訪問等の積極的な交流がなされている(例えば、ドイツ連邦医師団、理学療法士会理事や独立行政法人国際協力機構研究員3名など一定期間共同研究のために受け入れた実績などがある)。

【点検・評価】

学外教育研究機関との人的交流も研究グループレベルに頼ることが多い。

【改革・改善策】

学外教育研究機関との人的交流をより総合的かつ恒常化させ得るような、教育研究拠点の形成を含めた研究科独自のシステムを検討する。

5. 研究活動と研究環境

【到達目標】

現状の国内外の研究施設との交流をより有機的かつ円滑的にするために本学を中心とした研究拠点を制度化する。また、その運営のための費用や研究費の獲得における研究者のインセンティブを高める制度を学内規定化されることを目指す。

(1) 研究活動

① 研究活動

【現状の説明】

(論文等研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況、研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況)

研究活動の活性度は学会活動や論文等に反映されている。専修部門によっては他学部、産官学と

Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

の学際的・国際的な共同研究が活発に行われている。また、国の科学研究費や大学院重点特別経費、本学研究推進部の高額研究費などを獲得し、研究教育の高度化を推進している。

国内外の各々の専門学会において多くの学会発表もしくは論文の執筆がされている。過去5年間の本研究科の教員が筆頭もしくは共同研究者として行った学会発表は200演題以上（内、国際学会は20演題程度）、論文の数は100編以上（内、国際誌は30編程度）ある。

特に、21世紀の少子超高齢社会化する我国において、明るく活力ある社会にするための国民の健康維持・増進とスポーツを通して国民の豊かな生活（クオリティオブライフ）の実現および国民の活性化を促進することを支援する有為な高度専門職業人と研究者を育成してきた。

文部科学省科学研究費の申請や採択も増加しており、受託研究も多い。特に、最近では高額の寄付研究などが採用されるなど研究活動の活性化が実現している。

【点検・評価】

国際学会、日本体育学会、日本体力医学会、各専門分野における学会への研究発表など学会活動は国内外に及んでおり、研究論文も国内外の雑誌に掲載されてきた。また、文部科学省の科学研究費の申請や採択も増加しており、受託研究も多い。特に、最近では高額の寄付研究などが採用されるなど研究活動の活性化が実現している。このような学際的、国際的な共同研究や交流は、国際水準で評価される優れた研究成果を生み出している。

②研究における国際連携

【現状の説明】

（国際的な共同研究への参加）

運動適応の基礎的研究ではカナダ連邦・ラバール大学やスイス連邦・ローザンヌ大学と、実践的研究では米国・ウエークフォレスト大学、韓国・梨花女子大学のそれぞれの大学院との共同研究に積極的に参加することを奨励している。修士学生が心臓リハビリテーションではウエークフォレスト大学、高齢者研究では、梨花女子大学との共同研究を行った実績がある。

身体活動の運動適応に関して、カナダ連邦・ラバール大学やスイス連邦・ローザンヌ大学、米国・ウエークフォレスト大学、韓国・梨花女子大学と国際共同研究を行っている。

【点検・評価】

現状で共同研究を行っている機関との人的交流も積極的に行われており、身体活動科学の研究グループとして研究グループ（室）レベルでの基盤整備はすすめられている。

【改革・改善策】

現状の国内外の研究施設との人的交流を研究科レベルでより有機的かつ円滑的にするために本学を中心とした研究拠点を制度化する必要があり、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業等への申請を検討する。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

（付置研究所との関係、大学共同利用機関、学内共同利用施設との関係）

本研究科に付属する研究所は現在のところないが、R I（Radio Isotope: 放射性同位元素）センターやアニマルセンター（遺伝子改変動物を含む動物実験施設）は、大学内共同利用学術研究施設であり、本研究科よりR Iセンターは2名、アニマルセンターは1名の教員が運営委員に就いている。また、大学院生も利用申請・講習会を受講することを条件として自由に利用できるよ

ている。

【点検・評価】

学内研究組織単位での研究と人的な交流・連携は不十分であり、さらに活発にする必要がある。

【改革・改善策】

総合大学の長所を生かした学際的な研究体制を大学全体の教育研究計画として検討する。また、その軸となり得る必要な研究拠点の設置を私立大学学術研究高度化推進事業等への申請を検討する。

(2) 研究環境

① 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

(個人研究費・研究旅費、共同研究費、教員研究室、研究時間の確保の方途、研修機会の確保の方策)

大学院担当教員には担当学生数などに応じて、必ずしも十分とは言えないが、個人研究費および学会等への旅費等が支給されている。しかし、その額は多くなく、主な用途は授業を中心に考えられている。共同研究費の制度は全学的に研究推進部が中心となり、その運用にあたっており、研究科内的には制度化されていない。そして、教員1名につき1部屋の個人研究室が与えられている。しかし、大学院担当教員は全員が学部との併任であるため、十分な研究時間が確保されているとは言いがたい。大学院担当教員の研究活動に必要な研修機会確保などは行われていない。

【点検・評価】

研究活動を行うための施設・設備を含めた条件は十分とは言えない。

【改革・改善策】

研究活動をより活性化するために、独自の研究用施設・設備の整備充実や、大学院専任教員の配置、学部教育の併任による負担を軽減するなどについて検討する。

② 競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

(研究助成金の申請とその採択の状況)

競争的研究資金で構成される研究としては、科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請が行われており、そのうちの一部は論文としても公表されている。スポーツ科学部・スポーツ健康科学研究科の採択件数は、平成16(2004年度)2件、平成18年度1件、平成19年度3件である(「大学基礎データ」表33)。

【点検・評価】

経常的予算以外に競争的研究資金があるが、その申請などは教員個人が任意で行われている。

【改革・改善策】

競争的研究資金の獲得に努力するように努める。

③ 研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

(研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性)

大学院担当教員に対して研究成果を積極的に外国の学術誌に公表することを勧め、投稿を容易にするために英文翻訳・校正・投稿料の資金援助を行っている。

Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

【点検・評価】

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信するような環境は整備されていない。

【改革・改善策】

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信するような環境を構築するように将来に向けて検討する。

④倫理面からの研究条件の整備

【現状の説明】

（学内的規制システム、学内的な審議機関の開設・運営）

学内に福岡大学研究倫理審査委員会が設置されており、実験・研究の倫理面の審査を行うために適切な審査システムが整備されている。本研究科で大学院生が実施する研究に関しても、当該研究倫理審査を経て認可を受けた後に実施するように各指導教員より指導されている。

学内に福岡大学研究倫理審査委員会ならびに、動物実験の倫理審議を行う福岡大学動物実験委員会が適切な体制の基に設置・運営されている。学内で行われる実験・研究は、倫理審査申請書または動物実験計画書をもって申請し、当該委員会の審議による認可を得た後に実施するよう指導されている。

【点検・評価】

上記のとおり実験・研究の倫理面の審査に関しては適正に行われており、特に問題はない。

6. 施設・設備等

【到達目標】

研究教育の一層の進展に備え、研究科独自の施設・設備のさらなる整備充実を図る。

（1）施設設備

①施設・設備等

【現状の説明】

（施設・設備等諸条件の整備状況、大学院専用の施設・設備の整備状況）

大学院研究科の教育研究目的を実現するために必要となる講義室、演習室、実験実習室などの数・面積や情報処理学習室の設備などは充足されている。ただし、これらの一部は学部教育と併用されており、図書館分室は狭隘である。また、学生の自習室も付属する戸棚や机などとともに十分なスペースが確保されている。

【点検・評価】

前期課程設置後 20 年経過したことと研究活動の進展に伴い、施設の狭隘さ、設備の未整備などが目立ち始めている。特に、施設・設備の未整備、図書館分室の狭隘さは教員・院生の教育研究活動に支障をきたしている。

【改革・改善策】

今後、期待される研究教育の一層の進展に備え、大学全体の施設整備計画の中で研究科の施設・設備のさらなる整備充実を検討していく。

②維持・管理体制

この項についてはⅡ. 大学 6. 施設・設備の項を参照されたい。

7. 社会貢献

【到達目標】

産学連携研究・事業をより積極的に推進する。またそのような研究・事業は、学生の有為な研鑽の場となることが期待できる。

(1) 社会への貢献

【現状の説明】

(研究成果の社会への還元状況)

本研究科では、長年にわたって、健康増進、疾病の予防と治療における運動の効用に関する研究を推進しており、その研究結果は、運動所要量策定に関する厚生行政の推進をはじめ、高血圧の運動療法に関するWHOの方針への研究成果の援用があげられる。しかも生活習慣病に対する運動療法を保険の診療報酬として認めるに至っており、研究の遂行とその成果の実用化に関するノウハウを有しており、病院附属施設や健康関連企業においてその成果を活用している。

(国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況)

地方自治体における介護予防をはじめとした地域住民の健康づくり政策の形成に寄与している。具体的には、福岡市城南区七隈地区、福岡県田川郡赤池町、福岡県朝倉郡杷木町、福岡県糟屋郡粕屋町、宮崎県都城市、大分県安心院町、石川県能美郡根上町（現・能美市）において高齢者を対象とした予備的介入研究を実施し、予防医学を意図した運動プログラムの提供を行ってきた。また、石川県根上町においては、本プログラムにより医療費の抑制効果も証明し、最近では、和歌山県 30 市町村、東京都世田谷区保健センター、北海道大学市民公開講座でも採用されている。

【点検・評価】

地方自治体や病院附属施設において健康増進や疾病の予防を目的とした研究を通して地域社会へ多大な貢献をしていると評価することができる。

(2) 企業との連携

【現状の説明】

(大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策)

既に連携する3病院(小児喘息、整形(身体障害者)、リハビリテーション専門病院)での研鑽と米国・ウエークフォレスト大学での心臓リハビリテーションでの長期研鑽(平成17(2005)年11月より)をスタートしており、平成18年度より本学大学病院で肥満・糖尿病・認知症の運動療法、連携病院(認知症の運動療法)の研鑽とカナダ連邦・ラバール大学での遺伝子研究での短期研修を新たに開始する予定である。また、東京都世田谷区保健センター、福岡県の7市町村、佐賀県の1市町村での介護予防、高齢者健康増進プログラムの開発研究に着手している。

(企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況)

1カ年度当たり平均10社程度(地方自治体や財団法人を含む)と受託研究契約(総額で約1,300万円/年程度)を結び共同研究を行っている。ほとんどの共同研究は、健康増進、疾病予防・治療に関する機器やソフト、食品の開発、また介護予防や生活習慣予防サービスのモデル事業の展開がテーマであり、本研究科の特性と社会的ニーズを結びつけたものである。このような共同研究には大学院生が積極的に参加するよう促しており学生自身が研鑽を深める良い機会となっている。また、企業の研究者を客員教授として迎え入れた実績もある。

Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

【点検・評価】

地方自治体、病院附属施設、健康関連企業において、健康増進や疾病の予防を目的とした研究を通して地域社会へ多大な貢献していると評価することができる。

(3) 特許・技術移転

【現状の説明】

本研究科の教員が発明者となっている特許申請数は、23件（実用新案1件を含む）ある。

【点検・評価】

特許・技術移転に関しては申請数も多く、特に問題はない。

8. 学生生活への配慮

【到達目標】

学内規定の見直しの要請や、外部資金を積極的に導入することで一定数のRA（リサーチアシスタント）の確保や研究補助業務の委託により生活資金援助を行える体制を恒常化する。

(1) 学生への経済的支援

【現状の説明】

（学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性）

本学では、独立行政法人学生支援機構による奨学金以外にも、本学独自の奨学金制度があり、経済的に困窮している学生の経済的支援を行っている。また、それとは別に、TA（ティーチングアシスタント）などからも資金援助を受けることができる。また、研究プロジェクトによっては、RA（リサーチアシスタント）を採用している。

【点検・評価】

上記のとおり、学生への経済的支援体制は整備されていると考えている。

(2) 学生への研究活動への支援

【現状の説明】

（研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性）

研究指導教員より学生自身の課題に応じた研究プロジェクトへ参加できるよう配慮している。また、学外の機関との共同研究（受託研究を含む）への積極的な参加も推奨しており、ここでは学生自身の進路に関して視野を広げ熟考できる機会となる。

（各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性）

同時に、学生に対して研究成果を積極的に外国の学術誌に公表することを勧め、投稿を容易にするために英文翻訳・校正・投稿料の資金援助を行っている。

【点検・評価】

学外との共同研究プロジェクトがきっかけとなり就職が決定した例や、他大学院への進学や海外大学での研究留学を実施した例もあり、適切な教育・研鑽がなされている。

(3) 生活相談等

Ⅱ. 大学の9. 学生生活の項を参照されたい。

(4) 就職指導等

Ⅱ. 大学の9. 学生生活の項を参照されたい。

9. 管理運営

【到達目標】

教学上管理・運営の効率化をはかるために、学部教授会とのさらなる連携・協力体制を向上させていく。

(1) 大学院の管理運営体制

【現状の説明】

(教学上の管理運営組織の活動、大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)と学部教授会、審議機関の長の選任手続)

大学院研究科の教学上の管理・運営は、研究科長および大学院委員の指導のもとに、主に学務委員が担当事務課と協力してあたっている。そして、重要な審議事項は大学院通常委員会において諮られるが、通常委員会の構成員はすべて学部教授会の構成員でもあり、学部教授会との審議内容は有機的に共有していると考えられる。また、通常委員会の長である研究科長は、2年に一度、研究科構成員全員の互選により選ばれている。

【点検・評価】

大学院の管理運営体制は適切に行われており、特に問題はない。